

# 近代日本の朝鮮観

## —その研究課題と方法—

山 田 昭 次

### はじめに—近代日本の朝鮮観研究の課題と方法—

戦後、朝鮮植民地支配に対する反省はきわめて遅れた。

若干の先駆的見解を除けば、ある程度の幅広さを以て近代日本の朝鮮観の問題点が意識化され始めたのは、一九六一年に朴正熙政権が成立し、日韓会談が妥結に向かい始めた頃からであった。

遠山茂樹氏は一九六二年一〇月一六日、安保批判の会主催の「日韓会談反対のつどい」でアジアに対する日本人の蔑視感情を検討して「中国に対する蔑視感情が形成される歴史の過程と、朝鮮のそれとの間に大きな時間的なずれが

存在している。一段階ずつ、朝鮮民衆にたいする日本人の民族的偏見はすくんだ形、強まつた形で存在している」、つまり「日本人のアジア民族蔑視感情の基底に対朝鮮民族観があり、朝鮮民族にたいする蔑視がテコになって、中国民族への軽侮の感情がつくり出されているのではないか」、したがって「日中問題のとりくみよりも、もっと真剣に日朝問題がとりくまないと、この問題の正しい解決を実行い得ないのでないかと考える」と問題を位置づけ、「日韓会談反対というのは、日本国民の思想の一一番奥底にある自己変革の問題である」と、日本人にとっての問題の性格を規定した（「朝鮮に対する民族的偏見について」『歴

史評論』一九六三年四月号、四一五頁)。

山本進氏はアメリカの極東政策の尖兵としての役割を請け負おうとして日韓会談を推進している池田外交の方針をふまえて、「新安保反対闘争の頃まではそれなりに有効であった“戦争にまきこまれるな”という“被害者意識”だけでは、池田外交がおしすすめようとしている“現実”とは遠く離れてしまうことになるかもしない」と、日本が再び朝鮮に対する加害者になる現実への対処の必要性を警告した(「池田外交の展開と日韓問題」『世界』一九六二年一月号、一六四頁)。

このようにして一九六二～三年頃から日韓会談反対運動の思想的意味への問い合わせが、戦争の被害者意識を越えず、朝鮮植民地支配に対し無反省だった戦後民主主義思想の弱点を指摘し始めた。こうした状況を背景に近代日本の朝鮮観の問題点が意識化されるようになった。こうした状況のなかで生まれた代表的作品としては、旗田麴『日本人の朝鮮観』(勁草書房、一九六九年)が挙げられるべきである。旗田氏は日韓会談に反対すると同時に、日韓会談反対論者が日本の韓国反共軍事体制との提携に反対するのみで韓国民衆の声に耳を傾けないと、内部批判を提起した。それは具体的には「韓国民衆が要望する賠償の問題」であった。旗田氏は韓国側の財産請求権の決済要求の中には、た

んに純粹な請求権要求のみならず、「日本の朝鮮侵略に対する賠償要求の意味を多分に含んでいる」にもかかわらず、「それがそのように日本人にうけとられないところに問題がある」と、日韓会談反対論者にもある朝鮮植民地支配責任に対する認識の欠如を批判した(「韓国民衆の声を重視せよ」『世界』一九六二年一二月号、九〇頁)。「日韓会談の再認識」同誌一九六三年一二月号、五〇頁。いずれも前掲書所収)。旗田氏が早くもこの時期に今日いうところの「戦後補償」の問題を指摘したのは卓見だった。旗田氏はこのように日本人の日韓会談への取り組みの混迷状況の中で日本人の朝鮮観の研究を始め、その成果を本書に結実させた。こうした研究はかつてなかっただけに、容易ではなかった。旗田氏は本書のあとがきで「本来これは日本思想史の一部として研究すべきであるが、その準備も余裕もなければ、目ぼしい日本人の朝鮮観をさがしだし、それをつづりあわすことで精一杯であった」と述べている(二九七頁)。ここに本書の価値とそれが残した課題が語られている。

その後、このような潮流を背景に近代の日本人の朝鮮観の研究が生まれてきた。代表的なものを挙げると、まず松尾尊允『吉野作造と朝鮮』(三・一運動を中心にして)『人文學報』第二五号、一九六八年一月)が挙げられよう。この

論文によって吉野の朝鮮との関係の深さが初めて解明された。また幼方直吉「日本人の朝鮮観—柳宗悦を通じて」（『思想』一九六一年一〇月号）、幼方直吉『人権のこえアジアの歌』（勁草書房、一九九三年）に始まって、きわめて高い実証性のある高崎宗司「柳宗悦と朝鮮」（『朝鮮史叢』第一号、一九七九年六月）に結実した柳宗悦の朝鮮観の研究も、一つの成果であった。私も日韓条約論反対運動の思想史的総括の意味をこめて「八・一五をめぐる日本人と朝鮮人の断層」（『朝鮮研究』一九六八年一月号）、「征韓論・自由民権論・文明開化論——江華島事件と自由民権運動——」（『朝鮮史研究会論文集』第七集、一九七〇年）を執筆した。最近の成果としては日本社会主義者たちの朝鮮観をまとめた石坂浩一『近代日本の社会主義と朝鮮』（社会評論社。一九九三年）がある。

石坂氏も前掲書序文で「朝鮮認識という場合にも、その

思想の全体像をよりよく解説しなければ、思想史として豊かな作業にならない」と述べている（九頁）。しかしこの点は若干の例外を除いては、朝鮮観の研究は方法論の面での前進がないままに今日に至っており、対象となる主体の思想からいわゆる朝鮮観のみを抽出して論ずることどまつている。実を言えば、日本人の朝鮮人に対する姿勢とか、朝鮮観はその日本人の日本国内で置かれた社会的位置や日本

觀、とくに日本国家に対する対決の姿勢の有無と無関係であるはずではなく、両者は相互規定関係にあるはずである。鶴見俊輔氏は天皇制国家に対して朝鮮人朴烈と共に闘った金子文子の思想をこの二つの契機を統一して次のように理解している。

「日本国家の内部で無籍者として育った彼女は、日本の国家内に同じように無籍者として生きる朝鮮人に引き寄せられていった。日本の国家が、朝鮮人から土地をうばい、言語をうばい、富をうばったその側面からこの日本という国を見ることをまなんだ。その時、朝鮮人にたいする差別、無籍者にたいする差別をしていふ政府の頂点に天皇が立っていることを見た。」（『ひとが生まれる——五人の日本人の肖像』）筑摩書房、一九七二年、一二九頁。一九九四年にちくま文庫の一冊として刊行）

細かい点では修正を要することもあるが、鶴見氏の見解は金子文子が少女時代に無籍者であったという社会的存在形態が日本帝国主義に収奪されている朝鮮人に共感を抱かせる契機となつたこと、また無籍者としての自己の社会的位置と日本の朝鮮人に対する抑圧、差別への認識が天皇制国家批判につながつたことなど、文子の社会的存在形態

値する。

今後は、こうした方法による日本人の朝鮮観の研究が必要ではないかと思われる。というのは、どれほど日本人が朝鮮に関心を持つと、日本人である以上、関心のすべてを朝鮮に向けることはありえず、自分が生きる場である日本に多くの関心を寄せざるを得ない。しかし日本への関心の持ち方と朝鮮やアジアへの関心の持ち方は相互に規定する関係にある。戦後、朝鮮支配にほとんど反省のなかつた時期に、いわゆる朝鮮観の問題を提起するということは迫力があつたし、過渡期としての歴史的意味をもつていた。しかし、かつてよりはこうした研究が前進してきた以上、研究方法のマンネリ化は止揚さるべき段階に来ている。思想主体の思想の全体構造との関連のもとで朝鮮観が解明されたときに、朝鮮観の研究が日本思想史研究の上で不可欠の分野として確立し、日本人の共有財産になるであろう。方法論の前進を提起する理由はここにある。

とはいって、抽象的方法論議は実りある成果を期待することはできない。ここでは以下、金子文子と吉野作造の思想を取り上げ、その日本国家観と朝鮮観の内的連関を私なりに提示してみたい。

## 一 金子文子における天皇制と朝鮮問題

### 金子文子の経歴

まず金子文子における天皇制と朝鮮問題の内的関連を検討したい。しかし、享年わずか二三歳で自殺した無名の女性金子文子を知る人は少ないだろう。そこで最小限度、彼女の略歴をまず述べておこう。

文子が一九〇三年、横浜市に佐伯文一、金子きくの長女として生まれた。文一がきくのの妹と肉体関係をもつたことが原因で夫婦関係は不和となり、最後に離婚した。きくのは文子をつれて最初鍛冶職工中村某と、ついで沖仲仕小林ながよしと同棲した。しかし生活が三度の飯も食べられないほどの貧困に追い込まれて、きくのと文子は一九〇〇年秋から翌年春まで小林の郷里山梨県下都留郡丹波山村小袖で生活を送った。しかし山村のきびしいの生活に耐えられないきくのは小林と別れ、文子を連れて山梨県の塩山の北にある東山梨郡諏訪村（現牧丘町）の実家に戻った。しかしきくのはまもなく文子を残して嫁いでしまった。

一九一二年末、父の妹カメが嫁いだ岩下家に養女として引き取られ、朝鮮忠清北道清州郡（現清原郡）芙蓉面芙蓉里で三・一運動勃発直後の一九一九年四月まで過ごした。この家の実権者は文子の父の母佐伯ムツだった。権威主義的な性格のムツは文子と性格的に合わないために、文子を

養女候補からはずして女中同様に酷使虐待した。その結果、文子は地主、高利貸し、阿片密売などを通じて朝鮮人から収奪する岩下家をはじめとする日本人に虐待、軽侮され、三・一運動を起こして日本に抵抗する朝鮮人に深い共感をもつようになつた。

文子は帰国後、母の実家に身を寄せたが、まもなく浜松にいた父に引き取られた。父は文子の母方の叔父金子元栄に嫁がせようとした。それは元栄がいる塩山の名刹惠林寺の財産を目当てにしたものであつた。しかし文子が別に男友達をもつたので、元栄は婚約を破談にした。寺の財産をあてにした父は文子を罵倒、殴打した。文子はそこに父の財産目当ての道具でしかなかつた自分を見いだした。父が中学に入学した文子の弟に安い靴を買ってきて高い靴を買つてきたと言い張つたことから、文子と父の対立は再び爆發した。この衝突をきっかけとして文子は東京に出た。一九二〇年四月、一七歳の時のことである。

文子は東京にて苦学をしながら、日本人や朝鮮人の社会主義者や無政府主義者と交流した。そして「不逞鮮人」朴烈と知り合つて同棲し、ともに同志として社会運動をするようになった。一九二三年四～五月の頃のことである。関東大震災をきっかけとして朝鮮人虐殺事件が起つた。最初の一九二三年九月三日、朴、金子は逮捕され、一〇月

二〇日、朴と金子は一人が主催した不逞社の仲間一四名とともに治安警察法第一四条（秘密結社禁止）違反容疑で起訴された。一九二四年一月一五日には朴烈、金子、金重漢三名のみが爆発物取締規則違反容疑で追起訴になり、他の不逞社員は免訴になつた。挫折した皇太子に対する朴烈の爆弾投擲計画が発覚したために、一九二五年七月一七日に朴、金子は刑法第七三条（大逆罪）と爆発物取締規則違反容疑で起訴され、一九二六年一月一六日から三月一日にかけて大審院で公判が開かれ、三月一五日に二人に死刑判決が下つた。四月五日、「恩赦」により無期懲役に減刑となつた。しかし七月二三日（一説に二二日）、金子は宇都宮刑務所柄木支所で自殺した。刑務所当局の事件隠蔽策のために、今日もなお彼女の死をめぐる状況は明らかでない。

### 金子文子における天皇制と朝鮮人の独立運動

さて、天皇制と朝鮮人の独立運動に関する金子文子の思想の分析に移りたい。

金子文子は、獄中で文字通り生命をかけ天皇制との闘いを展開することになった。なぜならば、文子への尋問を担当した立松懷清判事は執拗に文子に転向、つまり天皇制への屈服を求めたからである。その転向強要は、一九二四年一月二十五日、五月一四日、一九二五年五月四日、同月五日、

同月九日、六月六日、九月二二日の七度にわたった。

転向を促すやり方として一つの方法が試みられた。第一は朴烈との民族的な違いを理由に文子を朴から離間して転向させる方法だった。一九二五年五月五日、立松は「被告人ハ朴烈ノ様ニ民族的思想カラ出発シテ居ルノデモナイコトデアリ、何ントカシテ反省スル訳ニ行カヌカ」と言った（再審準備会編『朴烈・金子文子裁判記録』黒色戦線社、一九七七年、一〇一頁。以下『裁判記録』と略称）。同年六月六日には立松は「日本古来ノ地ニ生マレタ被告ニ対シテハ特ニ反省シテ貴度イガドウカ」とも言った（『裁判記録』一二二頁）。このようなやり方は立松は文子が女だから朴の影響で思想を形成したと思い込んで取られたのだろう。立松は文子の思想の自立性を見抜いていなかった。

第二は刑法第七十三条（大逆罪）適用による死刑の脅迫で転向を迫るやり方である。一九二五年五月四日、立松は「被告ノ之迄ノ申シ立テヲ綜合スルニ被告ノ所為ハ或ハ此刑法第七十三条ノ罪ニ該ルカノ様ニモ思ワル、」と言った上で、「被告ハ何ントカシテ反省スル訳ニハ行カヌカ」と転向を迫った（『裁判記録』一〇〇頁）。これは完全な脅迫である。刑法第七十三条には「天皇、太皇后、皇太后、皇后、皇太子、又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加エ又ハ加エントシタル者ハ死刑ニ處ス」と記されている。しかも刑法第七三

条適用者は裁判所構成法第五〇条第一により大審院の審理が第一審にして終審であることが定められていた。したがつて刑法第七三条を適用するということは死刑を意味したのである。文子も後に「此の事件が大審院へ廻されるらしい事を知った時、私はずい分悶えました。約一ヶ月ばかり御飯もろくろく咽喉に通らず、皆から瘦せたと云われる程苦しみました」と回想している（「一十六日夜半」『裁判記録』七四五頁）。

しかし文子は転向を拒否し通した。それでは文子にどうして天皇制とは何だったのか。死を覚悟しても守りたかったものは何だったのか。

文子は「地上ニ於ケル自然的存在タル人間トシテノ価値カラ云エバ総テノ人間ハ完全ニ平等」であると、人間の平等をその自然的存在から基礎づけ、この観点に立つて「コノ自然的ノ存在自体ガ如何二人為的ナ法律ノ下ニ拒否サレツ、アルカ。本来平等デアルベキ人間ガ現実社会ニ在ツテハ如何ニ其ノ位置ガ不平等デアルカ」と、糾弾する（『裁判記録』五九頁）。そして「地上ニ平等ナル人間生活ヲ蹂躪シテイル権力トイウ悪魔ノ代表者ハ天皇デアリ、皇太子デアリマス」と、天皇、皇太子を位置づけた（『裁判記録』六一頁）。つまり、自然的存在としては平等な人間の関係を不平等に変えたのは権力の作った人為の法律によるもの

であり、その権力の代表が天皇、皇太子だというのが文子の認識だった。

この認識は文子の無籍者としての体験に基づいている。文子は父が戸籍に入れてくれなかつたので、朝鮮に行く直前まで無籍者として過ごした。このために小学校になかなか入学できず、入学後も教師から差別された。文子は無籍だった幼少期を回想して「現実私が存在シテ居乍ラ無籍ナルガ為ニ其ノ現実シテ居ル事ヲ認メナインガ法律デアリマス。法律ガ確カナル存在ヲ認メテ居ラヌト言ウ丈ノ理由デアーモ惨ニ其ノ存在ヲ無視サレタノデアリマス。人間ガ造ツタ法律ノ力ハ現実ノ存在ヲモ左右シ決定シ得ル程權威ノアルモノデアリマス」と、自然の存在を否認する人為の法律を糾弾した（『裁判記録』一五頁）。人間の不平等の象徴としての天皇制に対する批判は、一つには無籍であったために受けた被差別体験の痛みに根ざしていた。

また文子は忠君愛国思想を批判して「己ヲ犠牲ニシテ國家ノタメニ尽クスト云ウ日本ノ国是ト迄見做サレ贊美サレ鼓吹サレテ居ル彼ノ忠君愛國ナル思想ハ、実ハ彼等（少数特權階級—引用者注）ガ私利ヲ貪ル為ノ方便トシテ美シイ形容詞ヲ以テ包ンダ処ノ己レノ利益ノ為ニ他人ノ生命ヲ犠牲ニスル「ツノ残忍ナル欲望ニ過ギナイ」と批判し、「総テノ『モノ』ハ自分ノタメニ存在シ総テノ事ハ自分ノ為ニ

為サレネバ為ラヌ」と主張する（『裁判記録』六一頁）。この主張の背後には、自分であることを許されなかつた文子の生活があつた。朝鮮にいた時は祖母に「わしの家はな、下司の貧乏人とは格が違うんだからな」と云われて自由に近所の子供と遊ぶことが許されなかつた（『何が私をこうさせたか』増補版、黒色戦線社、一九七五年、一二一頁。以下、自伝と略称）。また浜松の父の家にいた時は、文子は花嫁修業のために実科女学校裁縫専科に通学を強いらされた。「自分で自分の生活を持ちたい」と思う文子は東京に行きたいというと、父は「馬鹿な、女じゃないかお前は」といわれ、それに反抗して山梨の母の実家に戻つたが、祖父はやはり裁縫塾に通わせ、文子はここでも「私でない生活」に縛りつけられた（自伝二四九一二五一頁）。そこで文子は「自分と云うものをもつ」ことをめざして父の家を出て、東京に旅立つたのである（自伝二八〇頁）。文子が朴烈と同棲するに当たっては「同志トシテ同棲スルコト、運動ノ方面ニ於テハ私ガ女性デアルト云ウ觀念ヲ除去スキコト、一方ガ思想的ニ墮落シテ權力ト握手スル事ガデキタ場合ニハタダチニ共同生活ヲ解ク事」を約束した（『裁判記録』二〇頁）。これも自律とその前提としての平等を求める文子の志向を示すものである。

以上のように文子の生活史は自己の自律を通じた自立の

ための苦闘の歴史だった。文子は死刑の脅迫で転向を強いた。それでも、苦闘して歩んできた道を戻ることはできなかつた。文子は「ぎりぎのところで、自分が何故天皇に屈服しないのかを自問した時に、最後に残つたのが、知識などではなく、自らの人生そのものであつた」（李順愛「日本女性と天皇制」、鈴木裕子、近藤和子『女・天皇制・戦争』オリジナル出版センター、一九八九年、八二一八三頁）。だからこそ、歩んできた自律への道に立ちふさがつて転向を強いる天皇制国家に徹底抗戦をしたのである。文子が次のようにいつた。

「生きるとは、只動くという事じやない。自分の意志で動く、と云う事である。（中略）自分の意志で動いた時、其れがよし、肉体を破滅に導こうとも、其れは、生の否定ではない、肯定である。」（無題獄中手記、『裁判記録』五八九頁）  
「私ハネ、權力ノ前ニ膝折ッテ生キルヨリハ寧ロ死ンデ飽ク迄自分ノ裡ニ終始シマス。」（『裁判記録』一九頁）

これは天皇制に対する自律と転向拒否の宣言であった。文子の朝鮮人の独立運動に対する考えはそれほど単純ではない。金子は朴烈と同棲するにあたつて朴が独身であること、また日本人である文子に反感を持たないことを確認

した後に、次のような質問をした。  
「あなたは民族運動者でしようか・・・私は実は、朝鮮に永らく居たことがあるので、民族運動をやつて居る人々の気持ちは何うやら解る気もしますが、何といつても私は朝鮮人でありませんから、朝鮮人のように日本に圧迫された事がないので、そうした人たちと一緒に朝鮮の独立運動をする気にもなれなんです。ですから、あなたが若し、独立運動者でしたら、残念ですが、私はあなたと一緒にすることが出来ないんです。」

朴は「朝鮮の民族運動者には同情すべき点があります。で、僕はかつては民族運動に加わろうとした事があります。けれど、今はそうではありません。」と答えた。文子はさらに「では、あなたは民族運動に全然反対なさるんですか」と質問すると、朴は「いいえ決して、しかし僕には僕の思想があります。仕事があります。僕は民族運動の戦線に立つ事は出来ません」と答えた。金子はこの答えを聞いて「全ての障害が取り除かれた」と思つて、同棲に踏み切つた（自伝四〇七頁）。

この時朴は日本の支配者を打倒しても、人間の弱肉強食関係はなくならないから、さらに宇宙の万物を滅ぼすといふ虚無思想を抱いていたので、以上のように答えたのだった。しかし一九二四年一月三〇日の尋問の際にも、朴は

近代日本の朝鮮観（山田）

「今デモ民族的独立ノ思想ヲ俺ノ心底カラ拭イサルコトハ出来ヌ」と述べている（『裁判記録』三〇頁）。文子も朴烈の意識の奥底にある民族意識までは理解できなかつたのであろう。それにしても朝鮮人に三・一運動に「他人ノ事トハ思イ得ヌ程ノ感激」するなど（『裁判記録』二〇頁）、朝鮮人の解放運動に深い共感を示した文子の発言としては意外にも見える。この点をどのように理解すべきか。文子は「民族的独立思想ヲモッテ居ルカ」という尋問を受けた際には「権力ニ反逆スル点ニ於テ共鳴シマス」と答え（『裁判記録』六八六頁）、また別の時には「私ハ鮮人トシテ民族的虐待ヲ受ケタ体験ヲ持ッテ居ラヌ丈稍々朴ノ考エ方ト違ッテ居リマスガ、大差ハアリマセヌ」とも答えた（『裁判記録』二八頁）。つまり朝鮮人の民族意識と日本人としての自分の立場の違いを踏まえた上で、の共闘もしくは連帯を指向していたことがこれにより判明する。文子は被压迫民族である朝鮮人の民族意識の深さを日本人としてはよく知っていたからこそ、日本人に理解しきれるものではないこともわきまえていたのである。「金子ハ俺ノ様ニ朝鮮民族ノ一人デハ無イカラ民族的反逆心ヲ持ッテ居ナイ様ダガ、深刻ナル同情ヲ持ッテ居タ」という朴の証言も、私の推察を裏付けるだろう（『裁判記録』四四頁）。

だが、一九二六年一月二六日の第一回大審院公判の法廷

では、文子の態度はそれまでとは変わっていた。この日朴烈は朝鮮の礼服を着て出廷したが、文子もチマ・チョゴリを着て出廷した（『東京朝日新聞』一九二六年一月二七日）。翌二七日の法廷では「どうか二人と一緒にギロチンに抛り上げてくれ。朴と共に死ぬるなら私は満足しよう。して朴に云おう。よしんばお役人の宣言が二人を引き分けても、私はあなた一人を死なせて置かないつもりです」と宣言した（『裁判記録』七四八頁）。ここでは文子は朝鮮人の側に立つて朴の反日の闘いに共闘の姿勢を示した。その原因は何か。瀬戸内晴美氏はこの宣言を「堂々とした恋文」と解し（新潮文庫版『余白の春』三三〇頁）、李順愛氏は「素朴な反権力の連帯意識」と解した（李前掲論文七一頁）。私も基本的には後者のように理解するが、文子がこのような態度を取った背景には次の二つのことがあつたと思う。その第一に、民族の違いを理由に朴の反日闘争から文子を引き離そうとした天皇制国家への抗議の意味があつたのである。第二に、自己の解放のための天皇制との闘いは同時に朝鮮人の解放につながるということを自覚していたからであろう。

以上、文子が自分であることを許されない底辺の女性であり、かつ無籍者であったという、日本社会での彼女のおかれた状況やそこに根ざした天皇制との対決の姿勢と無関

係に彼女の朝鮮観や朝鮮に対する姿勢などを理解できないことを不十分ながら論証したつもりである。

## 二 吉野作造における日本国家と朝鮮独立運動

### 立憲主義的帝国主義者吉野作造

周知のように、吉野作造は『中央公論』一九一六年一月号に「憲政の本義を説いて其有終の美を論ず」と題して民主主義を説いて論壇に登場した。

この段階の吉野は明治ナショナリズムの子であり、栄沢幸二氏の用語を使えば憲主義的帝国主義者であったといえよう。立憲主義的帝国主義とは、日本帝国主義の対外侵略政策にたいする国民の下からの自發的支持を引き出すための政治参加の政治体制という意味の立憲主義政治を志向するものと定義しておく。

吉野は仙台の宮城県尋常中学校在学中に日清戦争を迎えた。この時、彼は興奮してこの戦争を支持した「愛國」少年だった（「日清戦争前後」『閑談の閑談』書物展望社、一九三三年）。

吉野は一九〇〇年から一九〇四年にかけての東京帝國大學法科大学政治学科の在学中は一方では政治学者小野塙喜平次の「衆民主義」、他方では本郷教会の海老名彈正の対

外膨張主義の影響も受けたようである。吉野は日露戦争を文明の敵であるロシアに対する文明と自由民権の国日本との戦いと捉えて、日露戦争を肯定した（「露国の敗北は世界平和の基也」『新人』一九〇四年三月号、吉野作造、松尾尊允編『中国・朝鮮論』平凡社、一九七〇年、九頁）。

吉野は「近世欧洲の政治的進化の跡を見るに、專制時代より民権論時代に移り（求心より遠心に）、今や個人の充実を基礎として鞏固なる團体的権力を樹立せんとするものの如し」と述べ、個人の充実ということは強大な國家権力構築のためのものとしてとらえている（吉野前掲論文九頁）。ロシアに対しても「我国商業の自存のために、満州に於ける露の勢力を破らざるべからざるなり」と、日露戦争を日本の満州市場確保の為の戦争として位置づけている（「征露の目的」『新人』一九〇四年三月号、松尾編前掲書八頁）。彼は立憲主義的帝国主義者だったことは明白である。

吉野が民本主義を掲げて論壇に登場した時も同様だった。吉野は第一次世界大戦後の世界を予想して次のように論じた。ドイツ流の国家主義は富国強兵に便利なことは否定できないが、英仏両国民が発奮興起しているのを見れば個人主義を侮ることはできず、戦後を予想すれば英仏のドイツに優る信じて疑わない。「眞に偉大なる国家は個人の上に於

いてもまた偉大なる国民たらざるべからず」（精神界の大正維新、『中央公論』一九一六年一月。吉野作造博士民主主義論集）第四卷、一五頁）。ここでも個人主義を国家の觀点からとらえて、個人主義を強大な国家の基礎と考えてゐる。

吉野は一九一六年三月末から四月末まで朝鮮、満州の旅行に出かけ、帰國後、植民地經營批判を行なつてゐるが、批判の意味がどこにあるかが、重要である。吉野は満州、朝鮮の日本人部落は営業の点からも外交の点からも「土民」と没交渉で、その地から日本国家の権力を取り扱つたら、日本人は安全な生活が続けられるだろうかと疑問を呈した。

また日本官憲と「土民」との間にもほとんど精神的交流がないといふ。そこで吉野は提案する。つまり日本人が殖民地で精神的事業（つまり、宗教活動）に身を捧げるものが、あれば「日本人の植民地經營は尚多少の希望を前途にかけることが出来る」。吉野は「一体異民族に望むに当つては、國家の名に於て經營しては何事でも土民の反感を挑発しやすい」から、「超国家的の事業」で提携せよといふ。具体的には「満韓に於いては日本宗教家の活動が眞の土民の了解を得て、間接に国家の經營を助け直接には土民の利益と開発を図らんとするならば、断じて官憲と縁を結んではならぬ」という（「満鮮殖民的經營」の批判）『新人』一九一六

年六月、五九一六一頁）。吉野は「我々は支那朝鮮に対し、我が国の利益のみを唯一の標準として利己的政策のみを取つては行かぬと思う」といつております（「國際競爭場裡に於ける最後の勝利」『新人』一九一四年一二月、二八頁）、キリスト教信仰からくる朝鮮人、中国人への主觀的善意はもつてゐた。しかしこの植民地經營批判は植民地支配の安定という觀点からなされてゐるのであり、吉野の立場がこの段階でも立憲主義的帝国主義の枠をこえるものではなかつたことを示してゐる。

#### 立憲主義的帝国主義からの脱皮

吉野が立憲主義的帝国主義から脱皮するのは、一九一九年から一九二〇年の時期であろう。一九一九年三月、朝鮮に三・一運動が、五月には中国で五・四運動が起つた。吉野は、この事件が第三者の扇動で起つたという見解を批判し、朝鮮統治に関して日本人の反省の必要を説いた。五・四運動に対しては日本の民主主義の敵である日本の官僚・軍閥に対する共同の闘いと位置づけて、これを支持した。これらについては松尾尊允「吉野作造と朝鮮一三・一運動期を中心にして」（『人文学報』第二五号、一九六八年一月）や、同「吉野作造—その朝鮮・中國論」（『大正デモクラシーの群像』岩波書店、一九九〇年）などに詳しいので、

ここでは立ち入らない。ただ、ここでは吉野に現われた新しい視点だけを指摘しておきたい。

第一は被害民族の視点から日清・日露戦争を捉えるように変わってきたことである。

「最近日本の闘った戦争は、いわば他人の家に行つて喧嘩したようなものであつた。之が為に障子、唐紙が倒れたとか、又、瓦斯、電燈や茶碗が壊れたとか云う、慘憺たる光景の被害者は、朝鮮人や支那人であつて、我々日本人はこれを想像することすら怠つて、独り戦争の勝利、國力の發展、總じてこれを云えども、徒に前途の光明に醉うばかりであった。」（『國家生活の一新』『中央公論』一九二〇年一月。『吉野作造博士民主主義論集』第四巻、三二頁）。

第一は、吉野は普遍的な倫理を定立して国家や法を相対化し、朝鮮独立運動の倫理的正当性を擁護したことである。一九一九年一一月、上海の大韓民国臨時政府外務次長呂運亨らが陸軍、拓殖局、日本組合基督教会の招請で来日した。日本側の意図は呂の懐柔だった。しかし呂はこれを拒否して独立論を唱えた。政界やジャーナリズムには呂に対する殊遇が温情に過ぎるという不満が起つた。この時、吉野は原内閣をこれらの人々から守る見解を述べるとともに呂を次のように擁護した。

「彼は一個の若き紳士にして、別に経験に誇るべきものなきも、その品格に於て、その識見に於て、予は稀に観る尊敬すべき人格を、彼に於て發見した。（中略）いかに彼が帝国に對して許すべからざる計画をして居つたにせよ、彼を道徳的に不逞の徒と蔑むことは、どうしても予輩の良心が許さない。」（『いわゆる呂運亨事件について』『中央公論』一九二〇年一月。松尾編前掲書）二五一页）。

またこの頃、日本政府は東京神田の朝鮮人キリスト教青年会の会館と寄宿舎が独立運動の策源地になつてゐる見てこれを統制しようとした。この時、吉野は彼らの独立運動を擁護した。

「朝鮮人は法律上日本臣民であるに相違ない。けれども事実に於て朝鮮人は大和民族ではない。（中略）朝鮮人の立場から云えども、日本の国法に反抗するということは、純粹に道徳的立場から觀てあなたがち不逞の暴行といふことは出來ない。（中略）相手が朝鮮人である以上、單純に法律的見地よりのみ批判するのは、決して彼等を正当に取り扱う所以ではないと思う。」（『朝鮮青年会問題――朝鮮統治策の覺醒を促す』『新人』一九二〇年二月。松尾編前掲書）二六五一――二六六頁）。

これも呂運亨を擁護したのと同じ論理であつて、国家や

法律を普遍的な倫理によって相対化し、独立運動を擁護しているのである。この時、吉野は朝鮮の独立運動家を政治犯の概念でとらえて、彼らを道徳的犯罪人に落としめることに抗議したのであろう。ここで私がいう政治犯とは、その意見がその時の政府と意見を異にするだけで、道徳的犯罪人ではないことを意味している。

この時期に吉野の国家觀は大きく転換しつつあった。一九一〇年一月、森戸事件が起こり、吉野は特別弁護人となつた。こうしたことから、吉野は国家に対する学問・思想の自由の観点から國家論を再構築しなければならなくなつたのではないかと思われる。この点に関しては飯田泰三氏の研究「吉野作造——ナショナルデモクラット」と『社会の発見』（小松茂夫、田中浩編『日本の国家思想』下、青木書店、一九八〇年）があるので、簡略に触れるにとどめることにする。

吉野はこの時期になると、社会と国家を分けて考えることを提倡する。社会とは「民族が歴史的に作るところの共同生活体」であり、国家とは「共同生活が國權と称する力の組織即ち強制組織によって統括せられている方面」をいう（『言論の自由と国家の干涉』『我等』一九一〇年三月号、四三四—四三五頁）。そして吉野は「富国強兵は最早や國家生活の唯一の理想ではない。強制組織其物を絶対の価値

と認めねばならなかつた時代は過ぎた」という（『政治学の革新』『中央公論』一九一〇年一月。『吉野作造博士民主主義論集』第二巻、三三一頁）。それでは絶対的価値はどうにあるか。「絶対的価値は個人の生活に於ても国家の生活に於ても共に最高の善」であり、「国家をして善を行なわしめねばならないのである」という（前掲論文三三二頁）。吉野は「強制組織の強固」という事のみに執着せざる考えは却つて共同生活その物を強くする外、なお大いに文化の開展を助くるの結果を生ずる事になる」とも言つている（『言論の自由と国家の干涉』三六頁）。これからみると、国家は社会を秩序づける手段的価値しかもたず、絶対的価値を持つのは社会が作り出す文化とも考えたようである。いずれにしても、国家は善といった倫理的価値や文化の前に相対化されたのである。また吉野は「今後の政治学は其の（国家の一引用者注）監視人とならなければならぬ」とも言つており（『政治学の革新』三三一頁）、政治学が國家の僕から脱して自立し、国家を批判する立場に立たなければならないと考えたのである。いずれにしてもこの時期に吉野の国家觀は急転回し、国家を文化や善といった普遍的な倫理の前に相対化した。その結果、朝鮮の独立運動は法の前では正当化されなくとも、倫理的正当性を認めることなつたのである。

## 吉野の現実主義的思考方法

植民地解放を公然と主張しない、こうした吉野の態度を不徹底と評価する見解も成り立つかかもしれない。しかし吉野には現実主義的思考方法があつた。彼は「政治的進化の時間的並に空間的背景を無視」してはならない、政治はいわば「病理学や解剖学ではなくて実に対症療法」であり、それは「其人の過去の経歴や現在の状態に依つて自ら制限せられざるを得ぬものである」という（「新真政論の振興」『現代政治講話』文化生活研究会出版部、一九二六年、四五六頁）。つまり、社会科学の一分野である政治学の研究者吉野は理想を説いたのではなく、その段階の歴史的、社会的条件を考慮にいれて実現可能な道を模索したのである。

吉野が朝鮮の独立論を唱えなかつたのも、こうした思考方法の結果のためと思われる。

以上分析したことによつても、吉野の朝鮮独立運動に対する姿勢も、彼の狭い意味での朝鮮観のみを抽出して分析しても、表面的な解明しかできず、彼の国家観や思考方法と関連させなければ眞の朝鮮観は解明できないことが証明できたと思われる。

吉野は三・一運動後、朝鮮における改革案として、朝鮮人に対する差別的待遇の廃止、武人政治の撤廃、同化政策

の廃棄、言論の自由の四つを提案した（「朝鮮統治の改革に関する最小限度の要求」『黎明会講演集』第六輯。松尾編前掲書）。これとて「最小限度」の改革案を提示したものであつて、最高綱領を示したものではない。吉野はこの段階で実現可能と判断した範囲内の改革案を提示したのであろう。ここから彼の最高綱領を直接導きだすことはできない。しかしこの論文でも「最近の事を申しても、朝鮮人はなかなか民族的独立の気象に富んで居ることは明らかである」（一八四頁）と述べていることからも、その現実主義的思考方法の彼方に彼の未来像を推察できるのではなかろうか。

本稿は一九九四年一月一二日の立教大学史学会での講演に加筆、修正を加えたものである。引用した史料のかなづかいは現代かなづかいに改め、また文章に句読点をつけて読みやすくしたことをお断わりしておく。

（立教大学教授）